

# 岐阜県ひとり親家庭実態調査 調査結果

## 1 調査の概要

県のひとり親家庭の生活の状況を調査し、その結果を県の福祉施策に活用することを目的として実施しました。

### (1) 世帯数調査

県内全市町村を対象に、令和5年7月1日現在の母子世帯及び父子世帯の世帯数を調査しました。

### (2) アンケート調査

母子世帯及び父子世帯は、世帯数調査を基に各市町村において、無作為抽出した対象世帯に対して調査票を郵送し、郵送またはオンライン回答で調査しました。

また、寡婦世帯は、一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の会員から無作為抽出した対象世帯に対して調査票を郵送し、郵送またはオンライン回答で調査しました。

#### ● 調査時期

令和5年10月1日現在

#### ● 対象世帯・世帯数

母子世帯 1,500 世帯、父子世帯 750 世帯、寡婦世帯 400 世帯

#### ● 回収率

母子世帯 41.9%、父子世帯 42.5%、寡婦世帯 57.3%



## 2 結果の概要

【母子世帯及び父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	14,492 世帯 (17,720 世帯)	979 世帯 (1,329 世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 95.6% (85.8%) 死別 4.4% (3.9%)	離婚 84.7% (86.4%) 死別 15.3% (11.6%)
3 就業状況	95.8% (92.2%)	97.4% (96.7%)
就業者のうち 正社員・正職員	43.9% (37.9%)	67.6% (58.6%)
うち 自営業主	5.7% (3.5%)	17.5% (21.7%)
うち 臨時・パート	38.0% (41.6%)	5.2% (5.3%)
4 平均年間総収入 (世帯全員の収入)	275 万円 (245 万円)	388 万円 (366 万円)
5 平均年間就労収入 (母又は父自身の就労収入)	235 万円 (196 万円)	355 万円 (324 万円)
6 養育費の取り決め状況	56.1% (51.8%)	32.8% (18.0%)
7 面会交流の取り決め状況	37.5% (33.3%)	35.8% (26.0%)

※ ( ) 内の値は前回 (平成30年度) 調査結果を表しています。  
「平均年間総収入」及び「平均年間就労収入」は、令和4年の1年間の収入です。

### 3 世帯数の状況

#### (1) 母子世帯

母子世帯数は 14,492 世帯で、前回調査から 3,228 世帯減少しました。  
 総世帯数に占める母子世帯の割合（以下、「出現率」という）は 1.70%で、前回調査より 0.46 ポイント低下しました。

#### (2) 父子世帯

父子世帯数は 979 世帯で、前回調査から 350 世帯減少しました。出現率は 0.12%で、前回調査より 0.04 ポイント低下しました。

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		
		世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	
県計	851,094	14,492	1.70	979	0.12	
(参考) 平成 30 年県計	819,175	17,720	2.16	1,329	0.16	
市計	729,252	12,447	1.71	822	0.11	
町村計	121,842	2,045	1.68	157	0.13	
圏域別	岐阜	353,071	5,722	1.62	315	0.09
	西濃	146,335	2,787	1.90	146	0.10
	中濃	154,530	2,731	1.77	243	0.16
	東濃	139,668	2,348	1.68	157	0.11
	飛騨	57,490	904	1.57	118	0.21

### 4 アンケート調査の結果※

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が 100 %にならない場合があります。

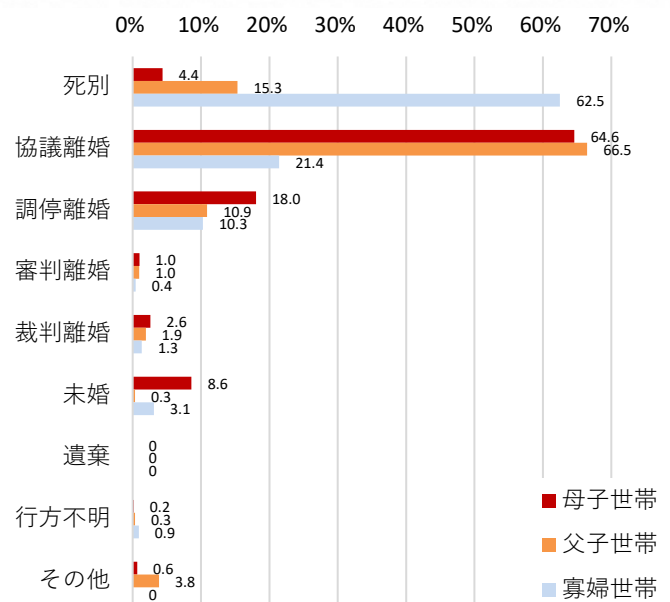
#### 1 ひとり親世帯になった理由

ひとり親世帯になった理由では、母子世帯では「生別」が95.6%、「死別」が4.4%、父子世帯では「生別」が84.7%、「死別」が15.3%となっており、ともに「生別」の割合が高く、特に母子世帯では「生別」の割合が9割を超えています。

また、寡婦世帯では、「死別」の割合が高く、62.5%となっています。

「未婚」の割合は、母子世帯の方が父子世帯に比べ、8.3ポイント高くなっています。

【図1】ひとり親世帯になった理由

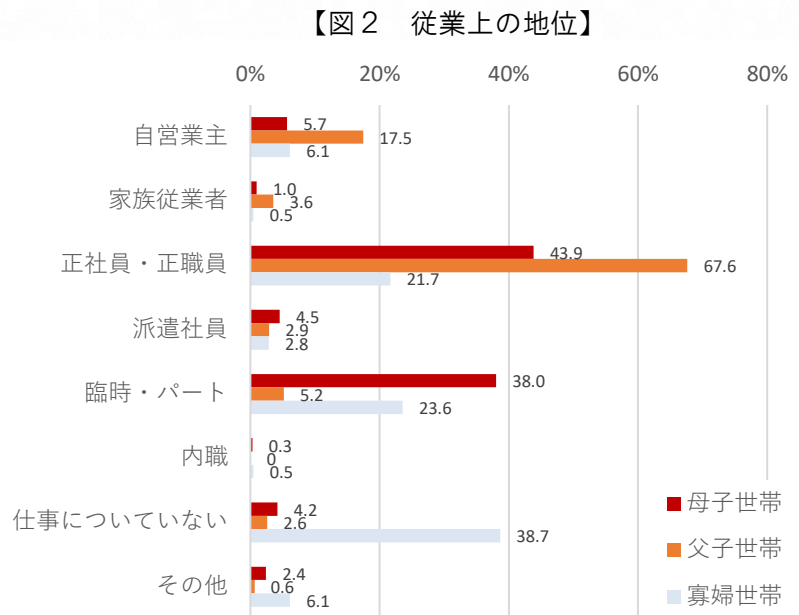


## 2 従業上の地位

従業上の地位は、母親では95.8%が就労していて、「正社員・正職員」が43.9%と最も多く、次いで「臨時・パート」が38.0%となっています。

父親では97.4%が就労していて、「正社員・正職員」が67.6%と最も多く、次いで「自営業主」が17.5%となっています。

寡婦では61.3%が就労していて、「臨時・パート」が23.6%と最も多く、次いで「正社員・正職員」が21.7%となっています。



## 3 世帯の年間総収入、年間就労収入

世帯の年間総収入(※)は、母子世帯では「200～300万円未満」の割合が28.5%で最も高く、「100～200万円未満」が25.7%、「300～400万円未満」が21.0%と続いています。

一方、父子世帯では「400～500万円未満」が24.1%、「300～400万円未満」が23.4%、「200～300万円未満」が13.9%となっています。

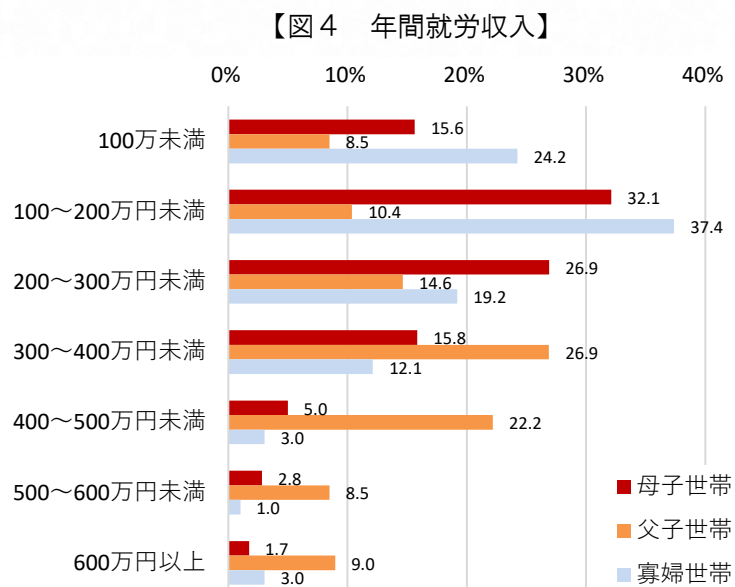
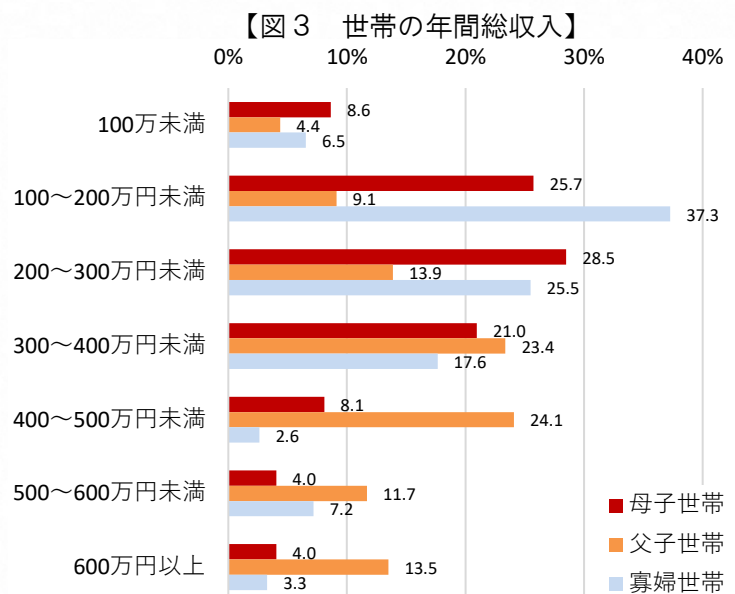
寡婦世帯は「100～200万円未満」が37.3%、「200～300万円未満」が25.5%、「300～400万円未満」が17.6%となっています。

年間就労収入は、母子世帯では「100～200万円未満」の割合が32.1%で最も高く、「200～300万円未満」が26.9%、「300～400万円未満」が15.8%となっています。

一方、父子世帯では「300～400万円未満」が26.9%、「400～500万円未満」が22.2%、「200～300万円未満」が14.6%となっています。

寡婦世帯では「100～200万円未満」が37.4%、「100万円未満」が24.2%、「200～300万円未満」が19.2%となっています。

※「年間総収入」には、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入などを含みます。



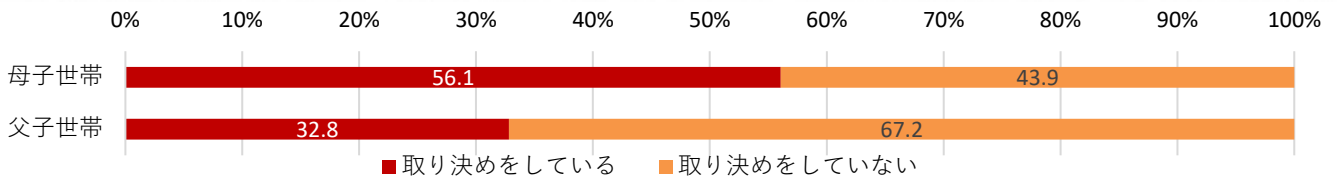


## 4 養育費の状況

### (1) 養育費の取り決めの状況

養育費の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が56.1%、「取り決めているいない」の割合が43.9%となっています。父子世帯では「取り決めている」の割合が32.8%、「取り決めているいない」の割合が67.2%となっています。

【図5 養育費の取り決めの状況】

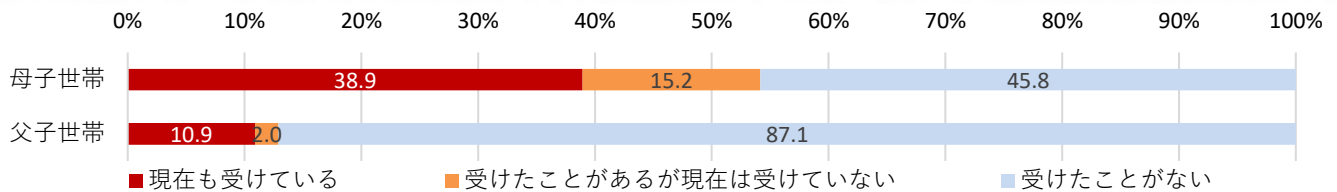


### (2) 養育費の受給状況

養育費の受給状況について、母子世帯・父子世帯ともに「受けたことがない」の割合が最も高く、母子世帯が45.8%、父子世帯が87.1%となっています。

次いで「現在も受けている」の割合が母子世帯が38.9%、父子世帯が10.9%となっています。

【図6 養育費の受給状況】



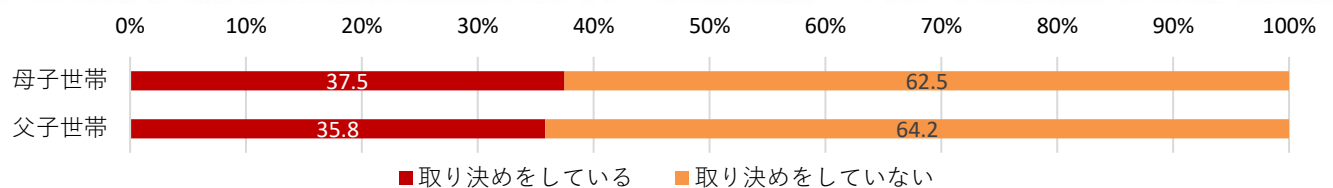
## 5 面会交流(※)の状況

※親子交流とも言います。

### (1) 面会交流の取り決めの状況

面会交流の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めている」の割合が37.5%、「取り決めているいない」の割合が62.5%となっています。父子世帯では「取り決めている」の割合が35.8%、「取り決めているいない」の割合が64.2%となっています。

【図7 面会交流の取り決めの状況】



### (2) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、母子世帯では「面会交流を行ったことがない」の割合が最も高く、母子世帯が43.9%となっています。

父子家庭では「現在、面会交流を行っている」の割合が最も高く、41.3%となっています。

【図8 面会交流の実施状況】

